

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
(令和 2 年 5 月 14 日版)」の作成について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、令和 2 年 5 月 4 日に緊急事態宣言が延長され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和 2 年 3 月 28 日(令和 2 年 5 月 14 日変更)、以下「対処方針」という。)において、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5 月 4 日専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めること」とされたところです。

建設現場における「三つの密」の防止対策については、これまでも「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について(令和 2 年 4 月 17 日国土建第 7 号)」等の周知を行ってきましたが、今般、対処方針の改訂を踏まえ、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて建設企業で実践されている取組事例を拡充させたほか、オフィス等における対策や通勤時の対策、感染者が発生した場合の対応等を盛り込んだ「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和 2 年 5 月 14 日版)」を別添 1 のとおりとりまとめました。

貴職におかれましては、本ガイドラインを踏まえ、建設現場の「三つの密」対策を徹底していただきますようお願いいたします。

以上